２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	1,836,867	1,836,867	—
⑵売掛金	23,100	23,100	—
⑶その他の未収入金	6	6	—
⑷未払金	(243,927)	(243,927)	(—)
⑸未払消費税等	(2,309)	(2,309)	(—)
⑹前受金	(300)	(300)	(—)
⑺預り金	(11,348)	(11,348)	(—)
⑻短期リース債務及び長期リース債務	(9,598)	(9,598)	(0)

㈱１．負債に計上されているものは、（　）で示しております。

２．単位未満は、切り捨てております。

㈱　金融商品の時価の算定方法

⑴現金及び預金、⑵売掛金、⑶その他の未収入金、⑷未払金、⑸未払消費税等、⑹前受金、⑺預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑻短期リース債務及び長期リース債務

これらの時価について、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価額により算定しております。

重要な債務負担行為

翌年度以降に支払を予定している重要な債務負担行為額は、以下の通りです。

全国消費生活情報ネットワーク・システム（ＰＩＯ－ＮＥＴ）の更新　1,391,207,691円

事故情報データベースシステム等の更新　82,512,000円

受水槽更新工事等相模原事務所整備　26,565,180円

重要な後発事象

該当する事項はありません。

その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）の「各法人等について講ずべき措置」として以下のとおり決定されております。

○中期目標管理型の法人とする。

○相模原研修施設の再開については、施設の利用見込み、長期を含めたコスト等を総合的に勘案した上で、平成26年夏までに結論を得る。

○東京事務所については、同事務所が合築されている建物に所在する品川税務署の移転計画が撤回されたことから、引き続き同事務所において業務を実施する。

このうち、相模原施設研修施設の再開につきましては、消費者庁主催の有識者による「相模原事務所研修施設の活用に関する懇談会」における検討結果等を踏まえ、平成27年４月から再開することが決定しました。

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。

１．基金の名称　広島県西部機械金属厚生年金基金

２．事務所の所在地　広島県広島市南区的場町１丁目７番10号

３．設立事業所の名称及び所在地　株式会社石崎本店　広島県広島市安芸区、株式会社西日本プレスサービスセンター　広島県広島市安佐北区、株式会社松尾工作所　広島県広島市中区、広島シンター株式会社　広島県広島市安佐北区、株式会社真末鉄工所　広島県広島市安佐北区、住野工業株式会社　広島県広島市西区、株式会社ミドリ　広島県広島市西区、株式会社今西製作所　広島県広島市東区、株式会社ヒロテック　広島県広島市佐伯区、有限会社プレスコ　広島県広島市佐伯区、株式会社ナガト　広島県広島市南区、広島精研工業株式会社　広島県東広島市、双葉工業株式会社　広島県広島市南区、株式会社久保田鐵工所　広島県広島市安芸区、株式会社クマダ　広島県広島市安芸区、株式会社すぎはら　広島県広島市安芸区、株式会社ニイテック　広島県安芸郡坂町、株式会社メンテックワールド　広島県東広島市、株式会社木下工業　広島県安芸郡海田町、株式会社キーレックス　広島県安芸郡海田町、株式会社オートテクニカ　広島県安芸郡海田町、株式会社ハマダ　広島県安芸郡府中町、ヨシワ工業株式会社　広島県安芸郡海田町、呉金属熱錬工業株式会社　広島県呉市、株式会社ファーネス商事　広島県呉市、西条生コン株式会社　広島県東広島市、株式会社ヒロタニ　広島県東広島市、株式会社フクミ　広島県東広島市、松本重工業株式会社　広島県呉市、坂本重工株式会社　広島県安芸高田市、株式会社島根久保田鉄工所　島根県江津市、株式会社タカヒロ　広島県東広島市、広島県西部機械金属厚生年金基金　広島県広島市南区、株式会社ワイテック　広島県安芸郡海田町、瑞穂工業株式会社　島根県邑智郡邑南町、豊テクノ株式会社　広島県東広島市、オーモリテクノス株式会社　広島県安芸郡海田町、広島精密工業株式会社　広島県広島市南区、大盛精工株式会社　広島県広島市南区、株式会社玉屋金属　広島県安芸郡坂町、有限会社渋谷塗装店　広島県安芸郡海田町、有限会社共栄コーティング　広島県東広島市、株式会社飯村鉄工所　広島県広島市西区、株式会社海南鉄工所　広島県安芸郡熊野町、松田鉄工株式会社　広島県東広島市、東友会協同組合　広島県広島市南区、広島東友健康保険組合　広島県広島市南区、株式会社東洋シート広島工場　広島県安芸郡海田町、株式会社東洋シート　広島県安芸郡海田町、宝伸工業株式会社　広島県安芸郡府中町、株式会社ヒロテックツーリング　広島県東広島市、西日本モジュラーウィンドウ株式会社　広島県広島市南区、ヤマコー株式会社　広島県広島市安芸区、ヤマコー機電株式会社　広島県安芸郡海田町

４．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項による。

５．解散認可年月日　平成27年11月１日

平成27年11月11日

広島県広島市南区的場町１丁目７番10号

広島県西部機械金属厚生年金基金

理事長　鵜野　政人

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令